

# 暮らしの情報

## 市からの通知・発送

### 市民税・府民税・森林環境税の納税通知書

今年度の市民税・府民税・森林環境税の納税通知書を6月中旬に送付します。令和8年度から適用される市・府民税の税制改正の内容など、詳細は市ホームページで、下コードからアクセス可。

【注意】「税務課を装い、納税を催促する不審なメールが確認されています。舞鶴市では支払いを求めらるようなメールを送ることはありませんので、注意してください。」

▼詳しくは、税務課 ☎66・1026へ。

### 国民健康保険料の納入通知書

対象者には6月中旬に納入通知書を送付します。

▼詳しくは、保険医療課 ☎66・1003へ。

### 介護保険料の納入通知書

65歳以上の今年度の介護保険料が決定。対象者には6月中旬に納入通知書を送付します。

### 高校生給付型奨学金の支給申請

【対象】市民税非課税世帯のうち次のいずれかに該当する世帯

- ◇ひとり親世帯
- ◇障害者世帯(父母がその一方が身体障害者手帳3級以上など)
- ◇児童世帯
- ◇長期療養者世帯

【申請方法】7月1日(水)までに中丹東保健所 ☎75・0856へ。

### 福祉タクシー利用料金の一部を助成

#### 重度じん臓機能障害者

【対象】次の全てに該当する人

- ◇在宅のじん臓機能障害者で身体障害者手帳1級を所持する人が、人工透析療法を受けるために通院する
- ◇自動車税・軽自動車税の減免を受けていない
- ◇同一世帯の所得税の合算額が一定基準以下

#### 人工呼吸器を利用する障害者

【対象】在宅で人工呼吸器が常時必要な障害者(医師の意見書などが必要な場合あり)

#### 《共通》

【助成額】月額2,000円(年額24,000円)

▼詳しくは、高齢者支援課 ☎66・1013へ。

#### 《共通》

【口座振替など便利なキャッシュレス納付の利用を】税金や保険料の納付は、納め忘れのない「口座振替」が便利です。また、納付書で支払う場合でも、コンビニなどの現金納付のほか、スマホ決済やクレジットカードなどのキャッシュレス納付も利用できます(クレジットカード納付は別途システム利用料がかかります)。詳細は市ホームページで、下コードからアクセス可。

▼詳しくは、収納推進課 ☎66・1025へ。

### 介護保険負担限度額認定書の更新手続き

対象者には6月中旬に申請書を送付します。現在の証の有効期限は7月31日(金)。6月30日(水)までに更新の手続きを。

【対象】令和8年度の市民税が非課税の世帯で、本人と配偶者の預貯金額の総額が基準額以下の人

▼詳しくは、高齢者支援課 ☎66・1013へ。

### 児童手当の現況届

次のいずれかに該当する人に現況

【申請方法】身体障害者手帳と印鑑を持って障害福祉・国民年金課(こども家庭しあわせ課、西支所の窓口)へ。

【その他】年額の給付を受けるには、6月15日(月)までに申請が必要

▼詳しくは、障害福祉・国民年金課 ☎66・1033(こども家庭しあわせ課) ☎68・9155へ。

### 放課後児童クラブ・夏休み児童クラブ利用者募集

定員に空きがある放課後児童クラブや、夏休みに臨時開設する児童クラブの利用者を募集します。

【対象】保護者が仕事などで昼間に自宅にいない小学生(申し込み多数の場合は、放課後も自宅に誰もいない児童や低学年の児童を優先)

【申し込み方法】6月15日(月)までに就労証明書など必要な書類を添えて、申し込みフォームで子育て応援課 ☎66・1008へ。詳細は市ホームページで、下コードからアクセス可。

### 市営住宅入居者を募集

市営住宅の入居者を募集。募集案内は6月10日(水)～24日(水)16時30分

届を送付します。6月末までに提出してください。なお、現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当が受けられません。公務員の人は勤務先に問い合わせを。

【対象】◇多子加算の算定を受けている子のいる世帯のうち、その子が進学をせずに就労などを行っている人

◇離婚協議中で配偶者と別居している人(離婚協議中か離婚済み、離婚協議を取りやめたことを市で把握できていない人を含む)

◇配偶者からの暴力などで、住民票の所在地が市外の人

◇児童の戸籍や住民票が舞鶴市にない人

◇法人である未成年後見人、施設・里親の受給者

◇その他、状況を確認する必要がある人

▼詳しくは、子育て応援課 ☎66・1094へ。

### 福祉医療費受給者証(ひつり親家庭医療)の申請

対象者には6月上旬に申請書を送付します。現在の証の有効期限は7月31日。6月30日までに継続申請を。

【対象】健康保険に加入しているひとり親家庭の親と高校卒業までの子ども(所得制限あり)

▼詳しくは、保険医療課 ☎66・1075へ。

(24日は12時まで)に住宅課、西支所、中総合会館で配布。入居は10月上旬を予定。

【募集団地】白鳥団地、二宅団地、倉谷団地

【対象】次の全てに該当する人

- ◇市基準の住宅困窮要件を満たす
- ◇市の定める基準以下の収入
- ◇市内在住か在住予定
- ◇本人を含め2人以上の親族(婚姻と同様の関係にある人を含む)が同時に入居できる(一部は単身入居可)
- ◇市税を滞納していない

【申し込み方法】6月10日～24日に必要書類を住宅課へ持参。

▼詳しくは、住宅課 ☎66・1050へ。

### 家屋にかかる固定資産税の減額措置

住宅に一定の要件を満たす耐震やバリアフリー、熱損失防止の改修を行った場合、来年度の固定資産税が減額されます。所定の用紙(税務課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要な書類を添えて、工事完了後3カ月以内に税務課へ。

▼詳しくは、税務課 ☎66・1027へ。

### 狩猟免許取得を補助

次世代の有害鳥獣捕獲の担い手を育成するため、狩猟免許の取得費用の一部を補助します。

【対象】市内在住で初めて狩猟免許を取得する人

【対象となる猟銃免許】第一種・第二種銃猟免許・わな猟免許

【補助額】狩猟免許取得費用の3分の2(予算額に達し次第終了)

【その他】狩猟免許取得補助は、費用の支払いの前に相談してください。また、猟銃取得に対する補助制度もありますので、随時相談してください。

▼詳しくは、農林課 ☎66・1030へ。

市の人口と世帯数 (令和8年5月1日現在)		
人口	総数	73,144人 (+487人)
	男	36,847人 (+497人)
	女	36,297人 (-10人)
世帯数		33,451世帯 (+298世帯)

( )内は前月比  
※令和2年国勢調査の集計結果に基づく推計人口  
※令和7年国勢調査の確定値が公表されるまでは参考値となります

空き家を売ったり・貸したり・管理したりなど活用法を考えます。

空き家に関するご相談なら!!

お気軽にご相談ください。  
0773-62-0505

不動産・売買・仲介・賃貸・管理  
アイシックス不動産  
ITHINKS FUDOSAN  
京都府知事(4)第12194号(公社)京都府宅地建物取引業協会会員  
京都府舞鶴市宇浜767番地3

【有料広告】

ひとりで悩まず、弁護士へ。

舞鶴法律相談センター 東

0772-68-3080  
平日9:15-16:30

京都弁護士会 西  
KYOTO BAR ASSOCIATION

【有料広告】